

大阪府個人情報保護に関する法律施行条例
解釈運用基準

令和6年7月

大阪府

大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例解釈運用基準

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1条（趣旨） | 1 |
| 第2条（定義） | 2 |
| 第3条（府民の責務） | 9 |
| 第4条（個人情報取扱事務の登録及び縦覧） | 10 |
| 第5条（開示決定等の期限） | 15 |
| 第6条（開示決定等の期限の特例） | 17 |
| 第7条（訂正請求） | 19 |
| 第8条（訂正請求の手続） | 20 |
| 第9条（利用停止請求） | 22 |
| 第10条（利用停止請求の手続） | 23 |
| 第11条（是正の申出） | 25 |
| 第12条（是正の申出の手続） | 26 |
| 第13条（是正の申出に対する措置等） | 27 |
| 第14条（審議会への諮問） | 28 |
| 第15条（審議会の調査権限） | 30 |
| 第16条（委員による調査手続） | 32 |
| 第17条（調査審議手続の非公開） | 33 |
| 第18条（答申等） | 34 |
| 第19条（手数料及び費用負担） | 35 |
| 第20条（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料） | 37 |
| 第21条（運用状況の公表） | 39 |
| 第22条（委任） | 40 |
| 附則 | 41 |

【凡例】

| | |
|-----------------|---|
| 法 | 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号） |
| ガイドライン | 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」〔個人情報保護委員会〕 |
| 事務対応ガイド | 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」〔個人情報保護委員会事務局〕 |
| 民間部門ガイドライン（〇〇編） | 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国第三者提供編又は仮名加工情報・匿名加工情報編）」〔個人情報保護委員会〕 |
| 委員会 | 個人情報保護委員会〔内閣府の外局〕 |
| 条例 | 大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号） |
| 旧条例 | 大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号） ※令和4年大阪府条例第60号による全部改正前の条例 |
| 審議会条例 | 大阪府個人情報保護審議会条例（令和4年大阪府条例第58号） |
| 審議会 | 大阪府個人情報保護審議会 |

第1条(趣旨)関係

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第75条第5項、第89条第2項、第108条、第119条第3項及び第4項並びに第129条の規定に基づき、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成、開示決定等の期限、保有個人情報の訂正及び利用停止、手数料並びに個人情報の適正な取扱いの確保のための審議会への諮問に関し必要な事項を定め、併せて法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例が法の規定に基づき、必要な事項を定めるとともに、法の施行に関し必要な事項を定めることを規定しているものである。

【解釈】

- 1 本条で規定している法の内容は次のとおり。
 - ・法第75条第5項 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成することを許容（条例第4条）
 - ・法第89条第2項 開示請求に係る条例で定める額について規定（条例第19条）
 - ・法第108条 開示、訂正及び利用停止等の手続並びに審査請求の手続に係る規定（条例第5条～第10条、第15条～第18条）
 - ・法第119条第3項及び第4項 行政機関等匿名加工情報に係る条例で定める額の手数料を納めることを規定（条例第20条）
 - ・法第129条 審議会への諮問事項（条例第14条）

- 2 「法の施行に関し必要なその他の事項」とは、条例第2条「定義」、条例第11条から第13条「是正の申出」、条例第21条「運用状況の公表」及び条例第22条「委任」に係る規定のことをいう。

第2条(定義)関係

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、警察本部長及び府が設立した地方独立行政法人をいう。

【趣旨】

これまででは条例で用語の定義を定めていたところ、法改正により、個人情報保護制度が法に一元化されることから、用語の定義は、法の定めるところによるものと規定している。

ただし、条例の適用関係を明確化し、これまでの運用を維持するため、条例の適用対象となる知事などの府の機関等について「実施機関」という用語を定義するものである。

【解釈】

1 第1号関係（法の定義）

条例で使用する用語の定義については法の定義によることとする。以下に定義に関する主な法の規定を引用するが、他の規定において用語が定義されている場合もあるため留意すること。

個人情報の保護に関する法律(抜粋)

(定義)

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不

利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- 4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - 一 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - 二 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。
 - 一 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - 二 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
 - 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 三 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 六 会計検査院
- 9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表第1に掲げる法人をいう。
- 10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
 - 一 行政機関

- 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）
- 三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第4項から第6項まで、第119条第5項から第7項まで並びに第125条第2項において同じ。）
- 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第16条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。）

（定義）

- 第60条 この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。
- 2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
 - 3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。
 - 一 第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1

項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第3条、独立行政法人等情報公開法第3条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

個人情報の保護に関する法律施行令（抜粋）

（個人識別符号）

第1条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

二 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

三 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

- 四 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号
- 五 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード
- 六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号
- 七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
 - イ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 2 項の被保険者証
 - ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 54 条第 3 項の被保険者証
 - ハ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証
- 八 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

第 2 条 法第 2 条第 3 項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（行政機関）

第 3 条 法第 2 条第 8 項第 4 号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2 法第 2 条第 8 項第 5 号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

個人情報の保護に関する法律施行規則（抜粋）

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

第 2 条 個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第 1 条第 1 号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

第3条 令第1条第7号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 令第1条第7号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- 二 令第1条第7号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- 三 令第1条第7号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第4条 令第1条第8号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- 二 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- 四 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- 五 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- 六 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- 七 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- 八 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- 九 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

（要配慮個人情報）

第5条 令第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- 二 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- 四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

<「同和地区出身であること」が要配慮個人情報に該当することについて>

「同和地区出身であること」は、「社会的身分」に当たるため、要配慮個人情報（法第2条第3項）に該当する。

万一漏えい等が発生した場合は、個人情報保護委員会への報告が必要である（法第68条第1項・個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第43条第1号）。

参考：個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）（抜粋）

（個人情報保護委員会事務局・令和6年3月追加）

Q2-4-2 同和地区出身であることは、要配慮個人情報に該当するのか。

A2-4-2 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分や、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述が含まれる個人情報です。

このうち、「社会的身分」とは、ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味するところ、同和地区出身であることは、「社会的身分」に当たると考えられ、要配慮個人情報に該当します。

2 第2号関係（実施機関）

(1) 本号は、この条例の適用対象となる府の機関等を定めたものである。

(2) この条例における「実施機関」とは、独立して事務を管理執行する権限を有する機関をいうが、次に掲げるものは、知事等が実施機関となる。

ア 地方自治法第153条等の規定により、知事等からその権限に属する事務の一部を委任された土木事務所長、保健所等の吏員

イ 建築基準法等の法律により権限を付与された建築主事等

(3) 地方職員共済組合大阪府支部、地方公務員災害補償基金大阪府支部、職員互助会、法律により設立された公益法人等は、府とは別の団体であり、実施機関とはならない。

<旧条例との相違点について>

➤ 死者の情報については、法で「個人情報」を生存する個人に関する情報としていることから「個人情報」には該当しない（法第2条第1項）。

しかし、これまで死者の情報を生存する個人の情報と同様に保護してきた経緯を踏まえ、旧条例の改正後も慎重な取扱いをすることとし、現状の保管方法等を維持していくこととする。

なお、死者の情報を含む情報が開示請求された場合、死亡した個人に関する情報は不開示情報に該当するため（法第78条第1項第2号）、原則、開示しない点に留意する。

➤ 法の規定が地方公共団体に適用されることにより、要配慮個人情報の定義も法に一元化され、府が旧条例で要配慮個人情報としてきた「社会的差別の原因となるおそれのあるもの」（旧条例第2条第2号イ）は含まれないこととなる。

しかし、例えば、旧同和対策事業対象地域の所在地名など、府が旧条例で「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」として取り扱っていた情報については、これまで同様、保護すべき情報であると考えており、引き続き、慎重な取扱いをすることが望ましいと考える。

第3条(府民の責務)関係

第3条 府民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適切な管理に努めるとともに、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、府民が個人情報の保護の重要性について認識し、個人情報の保護に努める責務を有することを明らかにしたものである。

【解釈】

- (1) 地方公共団体が定める法施行条例において、府民の責務についての規定を設けることは、法の目的や規範に反することがなく、また、府民の権利義務に実体的な影響を与えない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられない。
〔「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）Q9-1-1参照〕
- (2) 「府民」とは、個人である府民だけではなく、法人や団体など広く含むものであり、それぞれが個人情報の保護の重要性について認識し、その保護に努める責務を有していることとしている。
- (3) 「個人情報の保護の重要性を認識し」とは、個人情報の保護が社会的ルールとして定着するために、府民が個人情報の保護の重要性を認識することが大切であることを求めたものである。
- (4) 「個人情報の適切な管理に努める」とは、府民が個人情報の不適正な取扱いから権利利益を侵害される危険を招くことのないよう、個人情報の適切な管理に努めるべきことをいう。
- (5) 「個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない」とは、府民が、権利利益の侵害の被害者となるばかりでなく、個人情報の不適正な取扱いによって、個人の権利利益を侵害することがあることを認識し、他人の個人情報の適正な取扱いに努めるべきことをいう。

第4条(個人情報取扱事務の登録及び縦覧)関係

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の縦覧に供しなければならない。

- 一 個人情報取扱事務の名称
 - 二 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
 - 三 個人情報取扱事務の目的
 - 四 個人情報の対象者の範囲
 - 五 個人情報の記録項目
 - 六 個人情報の収集先
 - 七 前各号に掲げるもののほか、実施機関の規則（規程を含み、実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則をいう。以下同じ。）で定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、前項各号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。
- 一 府の職員又は職員であった者に関する事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関するもの又はこれらに準ずるもの（実施機関が行う職員の採用に関する事務を含む。）
 - 二 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員又は職員であった者に係る個人情報であって、職務の遂行に関するものを取り扱う事務
 - 三 犯罪の捜査に係る事務
 - 四 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）に係る事務であって、国の安全その他の国の重大な利益に係るもの
 - 五 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務
 - 六 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務
 - 七 物品若しくは金銭の送付若しくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、犯罪の予防等に係る事務（前項第3号及び第4号に掲げるものを除く。）については、登録簿を作成し、又は登録簿に第1項第5号から第7号までに掲げる事項の全部若しくは一部を記載することにより、当該事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合においては、登録簿を作成せず、又は登録簿に同項第5号から第7号までに掲げる事項の全部若しくは一部を記載しないことができる。
- 5 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。

【趣旨】

法第75条第5項において、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないとされている。

この規定を受けて、府では、旧条例の規定に基づき実施していた個人情報取扱事務登録簿の作成・縦覧を継続して実施することとし、これを規定したのが本条である。

本条は、実施機関が、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、その名称及び目的、個人情報の対象者の範囲、記録項目、収集先等を明らかにすることにより、府民等が実施機関における個人情報の取扱状況を確認することができるようにするとともに、自己情報の開示や訂正の請求等に資することとするため、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の縦覧に供する義務があることを定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係（作成及び縦覧）

(1) 「個人情報を取り扱う事務」とは、実施機関が所掌する事務であって、当該事務を執行する上で個人情報の取得、利用等の取扱いを伴う事務をいう。

なお、個人情報の取扱いを伴う事務のすべてを実施機関以外のものに委託して実施機関が当該個人情報を取り扱っていない場合でも、当該個人情報について実施機関に利用、提供、廃棄等の決定権限があり、事実上支配しているといえるため、これも対象となる。

指定管理者については、公の施設を管理する業務において、取得した個人情報の利用、提供、廃棄等について、協定書等に定められており、指定管理者が任意に判断できるものではなく、実施機関の事実上の支配が及ぶことから、当該個人情報については、実施機関の保有個人情報として取り扱うこととなる。そのため、実施機関において、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の縦覧に供するなどの義務がある。

(2) 「一般の縦覧に供し」とは、登録簿を実施機関の窓口に備え置き、利用者が自由に縦覧できる状態にしておくことをいう。

(3) 「個人情報取扱事務の名称」とは、個人情報取扱事務の内容が府民等に具体的に明らかになるような名称をいう。

(4) 「個人情報取扱事務を所掌する組織の名称」とは、登録主管課（室・所）及び個人情報保有機関の名称をいう。

(5) 「個人情報取扱事務の目的」とは、個人情報取扱事務の目的が府民等に具体的に明らかになるような目的をいう。また、法第61条第1項において、行政機関等が個人情報を保有するに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならないとされていることから、登録簿における当該項目の記載についても、できるだけ具体的に記載するものとする。

(6) 「個人情報の対象者の範囲」とは、個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の対象者の範囲をいい、具体的には、申請者、届出者、納税義務者、被表彰者、講師、受験者等のような個人の類型をいう。

(7) 「個人情報の記録項目」とは、氏名、個人番号、生年月日、住所、メールアドレス等をいう。

(8) 「個人情報の収集先」は、本人から収集する場合のほか、本人以外のものから収集する場合もあるため、収集先を明らかにするため、登録事項としたものである。

(9) 「実施機関の規則(規程を含み、実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委

員会規則をいう。以下同じ。)で定める事項」とは、実施機関が定める規則等に規定する事項をいい、取扱事務の根拠法令等、個人情報の目的外利用提供の有無などをいう。

2 第2項関係（登録の時期）

- (1) 本項は、実施機関の個人情報取扱事務についての登録簿への登録義務及びその登録の時期を定めたものである。
- (2) 「あらかじめ」とは、個人情報取扱事務を開始する前に登録することをいう。

3 第3項関係（適用除外）

- (1) 本項第1号、第2号及び第5号から第7号は、個人情報取扱事務の登録の趣旨から、登録して一般の縦覧に供する意義に乏しいものについて登録を要しないこととしたものである。

本項第3号及び第4号は、公安委員会及び警察本部長に適用されるもので、個人情報の内容等について明らかにすることにより、事務に支障を及ぼすものについて登録を要しないこととしたものである。

- (2) 第1号は、人事、給与等府の内部管理のための情報について、職員の人事管理のためのものであり、使用者と被用者との関係に基づく内部管理情報であって、登録して一般の縦覧に供する必要性に乏しいことから、登録等の適用除外としたものである。

ア 「府の職員」とは、府の機関の一般職、特別職の区分、あるいは常勤、非常勤の区分を問わず、すべての職員が含まれる。したがって、実施機関の附属機関の委員や市町村立学校職員給与負担法に規定するいわゆる府費負担教職員も含まれる。

イ 「職員であった者」とは、「府の職員」が府を退職、失職又は免職により離職した者をいう。旧地方自治法附則第8条に規定する地方事務官であった者で現に府の職員でないものも「職員であった者」に含まれる。

ウ 「専ら」とは、ほぼすべてが当該目的のために使われることを意味し、他の目的にも使われているという事実があれば含まれない。

エ 「人事に関するもの」としては、学歴、試験、資格、勤務の記録、評価、表彰、任免、分限、懲戒等に関する事務が考えられる。職員証、立入検査証、研修名簿等に関する事務も含まれる。

オ 「給与に関するもの」としては、給料、扶養手当等の諸手当等に関する事務をいう。

カ 「福利厚生に関するもの」としては、健康管理、安全衛生等に関する事務があり、これらの事務の一環として職員の被扶養者等に関する個人情報を取り扱う事務も含まれる。

キ 「これらに準ずるもの」としては、公務災害補償等に関する事務が考えられる。

ク 「実施機関が行う職員の採用に関する事務」は、不合格者に関する情報も含んでおり、これらは府の職員に係る情報ではないが、職員の採用等のために合格者に関する情報と一体として保有されていることから、職員に関する事務と同様に取り扱うこととしたものである。

- (3) 第2号の事務は、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員の人事情報という内部管理情報の延長線上に位置づけられるものであり、登録して一般の縦覧に供する必要性に乏しいことから除外したものである。

「職務の遂行に関するもの」とは、職務の遂行に関連して作成、取得する個人情報をいう。

- (4) 第3号の「犯罪の捜査」とは、捜査機関が、犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

犯罪の捜査に係る職務を適正に執行するためには、関連する情報の秘匿性が特に要求される場所であり、本来的に、登録することになじまないものであることから、第4号の規定とは別に、犯罪の捜査に係る個人情報取扱事務については登録を要しないこととしたものである。

- (5) 第4号の「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締」とは、「公共の安全と秩序の維持」についての主たるものの例示であり、警察法第2条第1項にいう「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締」と同義である（「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持」を、以下「犯罪の予防等」という。）。

「国の安全その他の国の重大な利益に係るもの」とは、その性質上極めて秘匿性の高いものであって、これらに関する情報の存在やその内容が関係者以外に知られることによって、国の安全その他の国の重大な利益を害するおそれがあるものをいう。

このような事務は、その存在自体及びその内容について知りうる関係者をできるだけ少なくする必要があり、その性質上、本来的に登録になじまないものであることから、国の安全その他の国の重大な利益に係るものについては登録を要しないこととしたものである。ただし、登録を要しないこととしたのは、「犯罪の予防等」に係る事務であって、「国の安全その他の国の重大な利益に係るもの」に限ることとした。

ア 「犯罪の予防」とは、社会秩序の維持一般を目的として、犯罪の発生を予防することをいう。具体的には、犯罪に巻き込まれるおそれのある者を保護すること等により、犯罪の発生を未然に防止することのほか、少年を補導し、その不良化を防ぎ、もって犯罪の発生を防止することや、すり、置き引き、屋内に侵入する窃盗犯等について府民等に防犯上の指導を行うこと、犯罪の発生を防止する防犯資機材の開発普及、地域、職域等における民間防犯活動の伸張への協力等による府民等の防犯意識の啓発等により、犯罪の発生を一般的に防止することまで幅広い事務を指す。

イ 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防ぎ、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。その態様は、犯罪の予防の場合もあり、また、事案の発生後の犯人逮捕等の場合もある。

ウ 「犯罪の捜査」とは、第3号の解釈と同様である。

エ 「被疑者の逮捕」は、犯罪捜査に当然含まれるが、重要なものであることから、特に明記したものである。

オ 「交通の取締」とは、交通の安全及び秩序の維持のための道路交通の管理を目的とする活動であって、道路における車両、歩行者等の交通の規制、運転免許に関する事務、交通法令違反の防止及び捜査などがこれに当たる。

カ 「公共の安全と秩序の維持」とは、法規又は社会的慣習をもって確立している国家及び社会の公の安全秩序を意味する。

キ 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。

ク 「その他の国の重大な利益」とは、国の安全に匹敵するような国の重大な利益をいう。

- (6) 第5号の「臨時に収集された個人情報を取り扱う事務」については、当該情報が短時間で廃棄又は消去されるため、登録簿を作成し、縦覧に供する必要性に乏しいことから除外したものである。
- (7) 第6号の「一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務」とは、市販されている書籍等の購入等が該当し、既に一般に知り得る状態にある個人情報を取り扱う事務であり、登録して一般の縦覧に供する必要性に乏しいことから除外したものである。
- (8) 第7号の「物品若しくは金銭の送付若しくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務」とは、文書送付のための相手方の氏名、住所が記載された文書整理簿を管理する事務や金銭送付又は受領のために記載された債権債務者の住所、氏名等を管理する事務が該当し、送付や連絡の目的で利用され、送付や連絡に必要な事項のみを取り扱うもので、個人の権利利益の侵害のおそれが少なく、登録して一般の縦覧に供する必要性に乏しいことから、除外したものである。

4 第4項関係（適用除外）

本項は、公安委員会及び警察本部長に適用されるものである。

第3項第3号及び第4号は、性質上、本来的に登録になじまないものを掲げているのに対し、本項は、第3項第3号及び第4号以外の犯罪の予防等に係る事務について、個人情報の内容等について明らかにすることにより事務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるものについて、適用除外としたものである。

「犯罪の予防等」とは、前項の解釈と同様である。ただし、「犯罪の予防等」に係る事務であっても、運転免許証の発給や道路使用許可申請受理事務等、登録しても、当該事務の適正な遂行に支障がないと認められるものについては、登録を行うものとする。

5 第5項関係（登録の抹消）

- (1) 本項は、実施機関が登録簿に登録した個人情報取扱事務を廃止したときの登録の抹消について義務付けたものである。
- (2) 「個人情報取扱事務を廃止したとき」とは、根拠となる法令等の廃止等により個人情報取扱事務そのものが廃止され、又は、文書管理規程等に定める行政文書の保存期間が満了したときや、市町村への事務の移管等により実施機関において個人情報を取り扱うことを廃止したときなどをいう。

【運用】

登録簿の作成等については、「個人情報取扱事務登録簿作成要領」によるものとする。

第5条（開示決定等の期限）関係

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の開示請求があったときの請求に対する決定までの期限について定めたものである。

開示決定等の期限については、法第83条において、開示請求があった日から30日以内（さらに、30日の期間延長が可能）とされている。

旧条例においては、当該期限を15日以内（さらに15日の期間延長が可能）としており、法に規定する30日以内をそのまま適用すると、請求者にとって不利益な変更となる。

この点、法において、当該期限を30日以内の任意の期間とすることは認められていることから（法第108条）、開示決定の期限等については、旧条例と同様、15日（さらに15日の期間延長が可能）と規定することとした。

【解釈】

1 第1項関係（決定期限）

(1) 「開示請求があった日」とは、開示請求書が開示決定等を行う権限のある行政機関等の事務所に「到達した日」のことを指し、「到達した日」とは、開示請求書が相手の支配領域に入った日をいう。〔事務対応ガイド6-1-5-1（1）起算時点 参照〕

なお、宛先間違いの開示請求の取扱いについては、事務対応ガイド6-1-2-1（2）（開示請求の宛先が正しいかどうか。）を参照のこと。

(2) 「開示請求があった日から15日以内」とは、法の考え方を踏まえ、開示請求書を受領した当日は算入せず（初日不算入。民法第140条）、開示請求のあった日の翌日から起算して15日目が期間の満了日となることをいう。ただし、当該満了日が大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する大阪府の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日））に当たる場合は、その翌日をもって満了とする（民法第142条）。ただし、法第77条第3項の規定により開示請求書の補正を求めた場合は、「補正に要した日数」（※）は算入しない。

※ 補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数をいう、なお、「補正を求めた日」とは、行政機関等において補正通知書の発送等を行った日をいう。

〔事務対応ガイド6-1-5-1（2）期間計算 参照〕

2 第2項関係（決定期間の延長）

(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由」は、①請求に係る保有個人情報の量の多少、②請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、③当該期限までの時期における他の処理すべき開示請求事案の量のほか、他の業務の繁忙、勤務日等の状況等を考慮

して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断される。

- (2) 「延長後の期間」は、開示決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、必要最小限の日数とする。なお併せて開示決定等の期限についても具体的な年月日を記載する。

「延長の理由」は、「事務処理上の困難その他正当な理由」の判断を受けて、例えば、開示請求に係る保有個人情報の量が多いこと、開示・不開示の審査に係る調査に相当の期間を要すること、第三者意見の聴取に一定の日数が必要であること、本人又は代理人の確認手続に一定の日数が必要であることといった事情を記載する。

第6条（開示決定等の期限の特例）関係

第6条 開示請求に係る保有個人情報^が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日（法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数を除く。）以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

【趣旨】

- 1 本条は、開示請求に係る個人情報^が著しく大量であるため、決定期限までに開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合における開示決定等の期限の特例について定めたものである。
- 2 実施機関は、個人情報の開示請求があった日から最大限30日以内に開示決定等を行うことを原則としている。したがって、たとえ請求に係る個人情報^が大量であったとしても、それが個人情報の開示を求める正当な権利の行使である以上、実施機関はそれに対応すべきであり、期限までに開示決定等を行うよう努力することは当然である。
しかしながら、開示請求に係る個人情報^が著しく大量であるため、いかに実施機関が努力しても期限までに決定ができない場合があり得るし、また、開示請求に係る事務が膨大となるため、担当課等の事務事業の遂行が著しく停滞し、結果的に府民に不利益を与える事態も想定される。こうした場合に、開示請求に係る個人情報のうち相当の部分について、開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行えば、残りの部分については、その後の相当の期間内に開示決定等を行えばよいこととしたのが本条の趣旨である。

【解釈】

- (1) 「著しく大量である」場合とは、第5条第2項の規定により決定期間を15日間延長したとしても、そのすべてについて開示決定等を行うことが困難である場合又は開示決定等を行うとすれば担当課等の事務事業の遂行に著しい支障が生ずる場合をいう。
- (2) 「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ」とは、請求に係る個人情報のすべてについて開示決定等を行うことにより担当課等の通常の事務が著しく停滞するおそれがあるものをいう。
- (3) 「開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分」とは、請求に係る個人情報のうち30日以内に実施機関が事務の執行に著しい支障を生じさせない範囲内で最大限努力して開示決定等を行うことが可能な部分をいう。
- (4) 残りの個人情報^{について}の決定までの「相当の期間」とは、30日以内に開示決定等を行う「相当の部分」に係る個人情報の内容や量からして実施機関が最大限努力して開示決定等に要する合理的な期間である。

- (5) 請求者に対し本条後段の規定による通知をした場合には、第5条第2項の決定期間延長通知を行う必要はなく、「相当の部分」について30日以内に開示決定等を行えばよい。

第7条（訂正請求）関係

第7条 訂正請求は、何人も、法第90条第1項各号に掲げるもののほか、自己を本人とする保有個人情報について、随時行うことができるものとする。

【趣旨】

法第90条の規定により、自己に関する保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求できる権利が付与されている。法では、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求の制度の安定的運用を図るため、開示を受けた保有個人情報をその対象としている。

しかし、旧条例では、訂正請求に当たり、自己に関する保有個人情報の開示請求を前提とせず、広く訂正請求を認めている。法と同様に開示請求を前置とすれば新たに条件を付すこととなり、府民の手続の負担増となることから、旧条例の運用を維持するため、法第108条の規定に基づき本条を規定する。

【解釈】

「何人も」とは、府民に限らず、外国人を含むすべての自然人をいう。

自己情報の訂正請求は、必ずしも自己情報の開示請求を前提としないので、他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について当該他の法令等に訂正の手続の定めがないときや、他の法令等の規定により閲覧・縦覧し、又は謄本・抄本の交付を受けた場合も含まれる。

また、代理人が開示を受けた場合であっても、当該個人情報の本人は、訂正請求をできるものとする。

「随時行うことができる」とは、法第90条第3項において、「訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。」とされているところ、本条例において、訂正請求は開示請求を前置としていないことから、訂正請求を行う期限を定めず、旧条例同様に、随時に訂正請求を行うことができるものとする。

第8条（訂正請求の手続）関係

第8条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- 一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - 三 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 実施機関は、訂正請求をする者に対し、当該訂正請求に係る保有個人情報の特定に必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 3 法第91条第3項の規定により補正を求めた場合において、実施機関は、訂正請求をした者に対し、当該補正に必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 4 法第81条の規定は、訂正請求について準用する。

【趣旨】

本条は、自己に関する個人情報の訂正請求の具体的な手続を定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係（請求書の記載事項とその提出）

- (1) 「訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、訂正を求める個人情報が記録されている行政文書を特定するために必要な事項をいう。
- (2) 「訂正請求の趣旨及び理由」とは、特定の行政文書に記録されている個人情報のうち訂正を求める箇所及び訂正の理由をいう。

2 第2項関係（保有個人情報の特定に必要な情報の提供）

「保有個人情報の特定に必要な情報」とは、請求に係る保有個人情報に関係する行政文書の目録等、個人情報を特定するに足りる情報を意味し、実施機関は、請求者が的確に訂正請求ができるよう、これらの情報を提示する努力義務を負うものである。

3 第3項関係（補正に係る協力義務）

- (1) 法第91条第3項は、行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとしている。
- (2) 本項が補正の参考となる情報の提供に関する規定を設けた趣旨は、本条第1項第2号の「訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を請求者が的確に記載することができるよう、請求に係る保有個人情報に関係する行政文書の目録等、保有個人情報を特定するに足りる情報を提示する努力義務を負うことを定めたことによる。

4 第4項関係（保有個人情報の存否に関する情報）

法第81条は、「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる」と規定している。

法が訂正請求について開示決定を前提としているのに対し、条例では、開示決定がされていない保有個人情報についても、訂正請求の対象としているところ、訂正請求に係る保有個

人情報の内容によっては、当該個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報に該当する情報を開示することと同じ結果となる場合がある。

このため、訂正請求についても、開示請求と同様、存否応答拒否をすることができるとしたものである。

第9条（利用停止請求）関係

第9条 利用停止請求は、何人も、法第90条第1項各号に掲げるもののほか、自己を本人とする保有個人情報について、随時行うことができるものとする。

【趣旨】

法第98条第1項の規定により、自己に関する保有個人情報が同項各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求できる権利が付与されている。法では、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、利用停止請求の制度の安定的運用を図るため、開示を受けた保有個人情報をその対象としている。

しかし、旧条例では、利用停止請求にあたり、自己に関する保有個人情報の開示請求を前提とせず、広く利用停止請求を認めている。法と同様に開示請求を前置とすれば、新たに条件を付すこととなり、府民の手續の負担増となることから、旧条例の運用を維持するため、法第108条の規定に基づき、本条を規定する。

【解釈】

「何人も」とは、府民に限らず、外国人を含むすべての自然人をいう。

利用停止請求は、必ずしも自己情報の開示請求を前提としないので、他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について当該他の法令等に利用停止の手續の定めがない場合や、他の法令等に基づき閲覧・縦覧し、又は謄本・抄本の交付を受けた場合も含まれる。

また、代理人が開示を受けた場合であっても、当該個人情報の本人は、利用停止請求をできるものとする。

「随時行うことができる」とは、法第98条第3項において、「利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。」とされているところ、本条例において、利用停止請求は開示請求を前置としていないことから、利用停止請求を行う期限を定めず、旧条例同様に、随時に利用停止請求を行うことができるものとするものである。

第10条（利用停止請求の手續）関係

第10条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - 三 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 第8条第2項の規定は、利用停止請求をする者について準用する。
- 3 法第99条第3項の規定により補正を求めた場合において、実施機関は、利用停止請求をした者に対し、当該補正に必要な情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 法第81条の規定は、利用停止請求について準用する。

【趣旨】

本条は、自己に関する個人情報の訂正請求の具体的な手續を定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係（請求書の記載事項とその提出）

- (1) 「利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、利用停止を求める個人情報が記録されている行政文書を特定するために必要な事項をいう。
- (2) 「利用停止請求の趣旨及び理由」とは、特定の行政文書に記録されている個人情報のうち、利用停止を求める箇所及び利用停止の理由をいう。

2 第2項関係（保有個人情報の特定に必要な情報の提供）

利用停止請求においても「保有個人情報の特定に必要な情報の提供」が必要であることから、第8条第2項の規定を準用している。

「保有個人情報の特定に必要な情報」とは、利用停止請求に係る保有個人情報に関する行政文書の目録等個人情報を特定するに足りる情報を意味し、実施機関は、請求者が的確に利用停止請求できるよう、これらの情報を提示する努力義務を負うものである。

3 第3項関係（補正に係る協力義務）

- (1) 法第99条第3項は、「行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」と規定している。
- (2) 本項で補正の参考となる情報の提供に関する規定を設けた趣旨は、本条第1項第2号の「訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を請求者が的確に記載することができるよう、請求に係る保有個人情報に関する行政文書の目録等、保有個人情報を特定するに足りる情報を提示する努力義務を負うことを定めたことによる。

4 第4項関係（保有個人情報の存否に関する情報）

法第81条は、「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる」と規定している。

法が利用停止請求について開示決定を前提としているのに対し、条例では、開示決定がな

されていない保有個人情報についても、利用停止請求の対象としているところ、利用停止請求に係る保有個人情報の内容によっては、当該個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報に該当する情報を開示することと同じ結果となる場合がある。

このため、利用停止請求についても、開示請求と同様、存否応答拒否をすることができるとしたものである。

第11条（是正の申出）関係

第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の取扱いが、法及び条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、その取扱いの是正を申し出ることができる。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

【趣旨】

1 是正の申出について、法に定めはないが、旧条例においては、自己に関する個人情報の取扱いが旧条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、実施機関に取扱いの是正を申し出ることができ、実施機関は、必要に応じて審議会へ諮問したうえで、申出に対する措置を通知する制度を設けていた。

法は、このような制度を設けることを否定していないことから、府民にとって不利益な制度変更とならないよう、これまでの運用を踏まえ、法と整合性を図る限りにおいて、是正の申出制度について定めたものである。

2 本条に基づく是正の申出の効果としては、個人情報を取り扱う事務における取扱いの改善に結びつくことも期待できるものである。例えば、申出者に係るものだけでなく、当該事務において、個人情報の取扱いを変更したり、中止したりするといった措置を講ずる場合も考えられる。

【解釈】

1 第1項関係(是正の申出)

- (1) 「是正の申出」は、自己に関する個人情報の取扱いについてのみ行うことができるものである。これ以外に、第三者の個人情報の取扱いが不適切であると認めるときや自己とかわりのない事務の改善等については、苦情処理（法第128条）によることとなる。
- (2) 「何人も」とは、府民に限らず、外国人を含むすべての自然人をいう。
- (3) 「法及び条例の規定に違反して不適正であると認めるとき」とは、実施機関が、法又は条例の明文の規定に違反して、個人の権利利益を侵害していることをいう。具体的には、個人情報の取扱いについて、法第66条の個人情報の安全管理措置義務、法第69条の目的外の利用及び提供の制限、法第70条の提供先に対する措置要求、条例第4条の登録簿の作成・縦覧等に違反している場合等をいう。
- (4) 「その取扱いの是正」とは、違法に個人情報を利用又は提供した場合の個人情報の利用又は提供の中止又は抹消など、個人情報の取扱いに応じた是正の内容をいう。
- (5) 「申し出ることができる」とは、是正の申出が、実施機関が職権により調査、処理を行う端緒として制度化したものであって、条例上の請求権ではないことを示したものである。したがって、是正の申出に対する条例第13条の通知は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の対象となる行政処分には当たらない。

2 第2項関係(代理人の請求)

「代理人は、本人に代わって前項の規定による申出をすることができる」とは、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が、本人に代わってその個人情報の是正の申出をすることを認めるものである。

第12条（是正の申出手続）関係

第12条 是正の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- 一 是正の申出をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 是正の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 三 是正の申出の趣旨及び理由
- 四 前三号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 法第77条第2項の規定は、是正の申出をする者について準用する。

【趣旨】

本条は、自己に関する個人情報の是正の申出の具体的な手続を定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係(申出書の記載事項とその提出)

- (1) 「是正の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、当該保有個人情報が記録されている行政文書を特定するために必要な事項をいう。また、個人情報取扱事務の名称、当該個人情報の内容を特定するために必要な事項等を含む。
- (2) 「是正の申出の趣旨及び理由」は、実施機関が申出に対する調査及び処理を行うための参考となるものである。「是正の申出の趣旨」とは、申出者が不適正であると考えた個人情報の取扱いの内容及び当該取扱いについてどのように是正を求めるかの記載をいう。「是正の申出の理由」とは、是正の申出を裏付ける根拠をいう。
- (3) 「実施機関の規則で定める事項」とは、実施機関が規則等で定めるものをいい、具体的には、申出をする者の連絡先等をいう。

2 第2項関係(本人等であることの証明)

法第77条第2項とは、保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示する義務を規定している。本項は、これを是正の申出においても準用するものである。

第13条（是正の申出に対する措置等）関係

第13条 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに、必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容（当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあつては、その理由を含む。）を当該是正の申出をした者に対し、書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、是正の申出があったときに実施機関が行うべき調査と通知すべき事項等を定めたものである。

【解釈】

- (1) 是正の申出については、その内容によっては、調査、処理等に相当の期間を要するものも予想され、一律に期限を設定することはできないことから、申出の内容に応じて合理的な範囲で、できるだけ速やかに処理すべきこととしている。
- (2) 「必要な調査」とは、申出者が是正を求める保有個人情報の取扱いを実施機関が行っているか、行っている場合に当該取扱いが法及び条例に違反して不適正なものかどうかについて、申出者、職員その他の関係者に対し説明又は必要な資料の提出を求めることなどの調査等をいう。
- (3) 「是正の申出に対する処理」には、是正の申出の内容に沿って保有個人情報の取扱いを是正すること、是正の基本的な方針を定めること及び当該是正の申出に理由がないとして、当該保有個人情報の取扱いを変更しないこと等の措置が含まれる。

第14条（審議会への諮問）関係

第14条 実施機関（府が設立した地方独立行政法人を除く。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大阪府個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

【趣旨】

本条は、法第129条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合として、審議会に対して諮問することができる場合を定めたものである。

旧条例においては、個人情報の収集制限の例外や目的外の利用提供禁止原則の例外について、個別案件ごとに審議会に諮問してきたところ、法改正により、法の解釈に係る事項は委員会が一元的に担うこととなった。

しかし、審議会の専門的な知見を活用する観点から、個人情報の取扱いに係るルールに関し、法第129条に基づき条例の制定改廃、安全管理措置の基準の制定、個人情報の取扱いに関する運用上の細則の制定に当たっては、審議会に諮問できる旨を規定したものである。

【解釈】

- (1) 「特に必要であると認めるとき」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見を踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。
- (2) 「この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合」とは、本条例の改廃について専門的な知見に基づいた意見を聴くことが必要な場合をいう。
- (3) 「法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合」とは、法第66条において、「保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」としていることから、安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めることをいう。

法第66条で求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならないとされるため、専門的な知見に基づいた意見を聴き、基準を定めることが適切といえる。（事務対応ガイド 4-3-1-1参照）

- (4) 「実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則」とは、法又は条例に基づく運用上の手続等を定めたもののことをいい、大阪府個人情報保護事務取扱要領をはじめ運用上必要な事項を定めるもの全般をいう。
- (5) なお、本条各号のいずれかに該当する場合であっても、必ず諮問をしなければならない

いということではない。審議会に諮問すべき案件かどうかについては、各実施機関において判断することとなる。

第15条（審議会の調査権限）関係

第15条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問（以下「諮問」という。）をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、諮問に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示されている保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

3 諮問実施機関は、審議会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

【趣旨】

本条は、審議会の調査権限について定めたものである。審議会の審査において、本条例に規定のない事項については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づいて行う。

【解釈】

1 第1項関係（諮問に係る保有個人情報の提示）

審議会は、諮問した実施機関に対して、審査請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の提示を求める権限を有し、この場合、審議会に提示されている行政文書等については、何人も審議会に対し開示を求めることができない。

なお、当該個人情報には特定個人情報も含まれており、諮問に係る個人情報が特定個人情報であっても審議会におけるインカメラ審理を妨げない。

以下は番号法第9条第2項との関係性について説明したものであり、参考とするものである。

※ 参考：内閣官房ホームページ「マイナンバー社会保障・税番号制度」

地方公共団体向けFAQコーナー 抜粋

（過去に諮問・審査手続と番号法第9条第2項との関係性について説明したもの。）

Q3-2 特定個人情報の本人開示請求等の受付や異議申立てに係る諮問・審査手続について、番号法第9条第2項の「利用」に当たるとして条例で規定する必要はありますか。

A3-2 条例に基づく個人情報の開示請求制度は地方公共団体が保有する個人情報の正確性、取扱いの適正性を本人が確認するために不可欠の制度であるところ、かかる制度が機能するためには、その目的に則し個人情報を用いること（開示の判断においてその資料として個人情報を用いること）が当然の前提となります。この理は特定個人情報の場合にも当てはまります。そのように解しないと、条例で定めない限り、特定個人情報については開示請求ができないという本末転倒の結果となってしまいます。

したがって、ご指摘の手続きにおいては、開示制度上、当然に用いることができると解されるため、番号法第9条第2項に基づき、条例で規定していただく必要は

ありません。(2014年6月回答)

2 第2項関係(提出する保有個人情報の分類・整理)

審議会は、必要と認めるときは、実施機関に対し、審議の対象となる個人情報の内容を、審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができる。

3 第3項関係(諮問実施機関の拒否権の否定)

「諮問に係る個人情報が記録されている行政文書の提示」と「資料の提出」は、審議会での迅速かつ適正な審議に欠くことのできないものであり、諮問した実施機関は、審議会からの求めがあれば、これを拒むことはできない。

第16条（委員による調査手続）関係

第16条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報について閲覧（電磁的記録にあつては、これに準ずる方法を含む。）をさせることができる。

【趣旨】

本条は、審議会が審査請求の調査審議を行うに当たり、必要があると認めるときは、案件の実情に即して、その指名する委員に調査手続の一部を行わせることができる旨を定めたものである。

【解釈】

審議会は、必要があると認めるときは、担当する委員を指名して、その委員に、条例第15条第1項の規定により実施機関から提示された個人情報が記録された行政文書について閲覧等をさせることできる。

※ 個人情報開示請求等に係る審査請求については、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により、行服法第81条第1項又は第2項の機関に諮問しなければならないとされているため、審議会は行服法に基づく附属機関として設置されることとなる。

この場合、行服法の規定が適用されることから、審議会は、指名した委員に行服法第74条に基づき調査をさせ、行服法第75条第1項に基づき審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる（同法第77条）。

第17条（調査審議手続の非公開）関係

第17条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

本条は、審議会が行う審査請求に係る調査審議の手続の非公開について定めたものである。

【解釈】

審議会では、諮問に係る個人情報を実際に見聞して調査審議を行うこと（インカメラ審理）から、その手続については、非公開で行うものである。

第18条（答申等）関係

- 第18条 諮問があったときは、速やかに、書面により答申しなければならない。
- 2 審議会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。
 - 3 実施機関は、審査請求があったときは、遅滞なく、諮問しなければならない。
 - 4 諮問実施機関は、審議会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。

【趣旨】

本条は、審議会の答申等について定めたものである。

【解釈】

- 1 第1項関係（諮問から答申するまでの期間）
審議会は、諮問があったときは、速やかに、答申しなければならない。
- 2 第2項関係（答申に関する書面の送付）
審議会が答申を行ったときは、審査請求人及び参加人に答申の写しを送付するとともに、当該答申の内容を公表しなければならない。
- 3 第3項関係（審査請求から諮問するまでの期間）
実施機関は、審査請求があったときは、遅滞なく、諮問しなければならない。
- 4 第4項関係（答申の尊重）
実施機関は、当該審査請求に対する裁決を行うにあたっては、審議会の答申を最大限に尊重しなければならない。
- 5 本条第1項で「審議会は、諮問があった日から60日以内に書面により答申するよう努めなければならない」、第4項で「諮問実施機関は、審査請求があった日から90日以内に当該審査請求に対する裁決をするよう努めなければならない」との具体的な処理日数を努力義務として規定していた。
しかし、審査請求事務の処理に多くの日数を要していたことから、個人情報保護審議会に検証部会を設置し、審査請求事務のあり方を検討したところ、委員からは、審査請求の件数や審査に必要な手続を踏まえると、条例の規定は現状に合っていない、当該規定を見直す場合は訓示的規定とすることが望ましいなどの意見があった。
これを踏まえて、令和5年6月19日（同日公布・施行）に本条を改正したものである。

第19条（手数料及び費用負担）関係

第19条 法第89条第2項の条例で定める額は、零円とする。

2 次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の写しの作成及び送付（これらに準ずるものとして実施機関の規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

一 開示請求をして、保有個人情報又はこれを複製した物の写しの交付を受ける者

二 法第69条第2項第1号の規定に基づき、実施機関が定めるところにより、保有個人情報の提供として行政文書等の写しの交付（これに準ずるものとして実施機関の規則で定める方法を含む。）を受けるもの

【趣旨】

本条は、個人情報の開示請求をする者が納めるべき手数料の額及び個人情報が記録されている保有個人情報等の写しの交付を受ける際に要する費用の負担について定めたものである。

法では、1件300円の手数を徴収することとしているが、旧条例においては、開示手数料は設定せず、開示文書の写しの交付について、受益と負担の適正を確保する観点から、請求権行使の制限とならない実費相当額（例 単色刷り1枚10円）の負担を求めている。

法は手数料の標準額を定めるものではないことから、法改正により府民負担が増加することのないよう、これまでの運用を維持するため、開示手数料は無料とし、引き続き実費相当額を求めることを規定したものである。

【解釈】

1 第1項関係（手数料）

法第89条第2項は、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数を納めなければならない。」と規定している。府では、府民の負担増となることがないように、保有個人情報等の写しの交付に必要な実費負担としていた従来の運用を継続するため、手数料は無料（「零円」とした。

2 第2項関係（費用を負担する者）

本条において、保有個人情報等の写しの交付に要する費用を負担しなければならないと定められたものは次のとおりである。

- (1) 開示請求をして、保有個人情報が記録されている行政文書又はこれを複製した物の写しの交付を受ける者
- (2) 法第69条第2項第1号の規定に基づく個人情報の提供として、実施機関に申し出て、個人情報が記録されている行政文書等の写しの交付(大阪府個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年大阪府規則第18号）で定める電磁的記録の写しの交付に準ずる方法を含む。)を受けるもの

※ なお、審議会から、意見書又は資料(これらを複製した物を含む。)の写しの交付(大阪府個人情報の保護に関する法律施行細則で定める電磁的記録の写しの交付に準ずる方法を含む。)を受ける審査請求人等については、旧条例第42条及び第54条において、本条各号と同じように費用負担について規定していたが、審議会が行服法第81条第1項の機関との位置づけとなったことから、行服法第81条第3項で準用する行服法第78

条第1項に基づいて資料の交付を求めることとなる。その場合、行服法第81条第3項で読み替えて準用する行服法第78条第4項の規定により手数料を納めなければならないとされているところ、大阪府行政不服審査法関係事務手数料条例（平成28年大阪府条例第2号）において、同項の規定に係る手数料が定められているため、当該条例に基づく手数料を徴収することとなる。

大阪府個人情報の保護に関する法律施行細則別表

| 項 | 区分 | | 費用の額 |
|---|---|--------------------------------|-----------------------------|
| 1 | 乾式複写機による作成 | 単色刷り | 1枚につき 10円 |
| | | 多色刷り | 1枚につき 30円 |
| 2 | 光ディスク（CD-R（記憶容量700MB）又はDVD-R（記憶容量4.7GB））への複写による作成 | 文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合 | 1枚につき50円に当該文書等1枚ごとに10円を加えた額 |
| | | その他の場合 | 1枚につき100円 |

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 乾式複写機による作成については、原則として、A3判までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。
- 3 この表の中欄に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、知事が別に定める。

【運用】

1 費用徴収を行う機関

実施機関における費用の徴収事務は、府政情報センターで写しの交付を行う場合は、府政情報室の職員が、公安委員会又は警察本部長が実施機関であって、警察本部情報公開コーナーで写しの交付を行う場合は、警察本部総務部府民応接センターの職員が、担当室・課（所）等において写しの交付を行う場合（郵送による場合を含む。）は、当該担当室・課（所）等の職員が、それぞれ行う。

2 郵送等に要する費用

郵送による写しの交付を行う場合は、事前に、写しの作成に要する費用（納付書による納付、現金書留、定額小為替又は普通為替。切手は不可）及び郵送に要する費用（納付書による納付又は切手）の負担を求める。

第20条（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）関係

第20条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに3,950円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- 二 法第115条（法第118条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

【趣旨】

本条は、法第119条第3項及び第4項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額について定めるものである。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する場合の手数料の額については、当該地方公共団体の区域を越えて全国的に利用される可能性があるため、政令で定める額を標準として手数料の額を定めることとなっている。

府においては、標準額と異なる手数料額を定める特別な事情はないことから、手数料の標準額と同額を条例で規定している。

【解釈】

1 第1項関係（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者に係る手数料）

法第119条第3項は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体と締結する者は、条例で定める手数料を納めなければならないとされているところ、本条は、その手数料の額を定めるものである。

手数料の額については、標準額と異なる金額を定める特別な事情がないため、政令に定める額を規定している。

詳細については、事務対応ガイド7-6を参照。

2 第2項関係（作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者に係る手数料）

(1) 法第119条第4項は、すでに作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者に係る手数料の額を定めるものである。

(2) 第1号は、すでに作成された行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を締結していない者が、当該行政機関等匿名加工情報の利用を希望する場合の手数料の額について規定したものである。

作成に要した手数料と同額の手数料として、行政機関等匿名加工情報の作成と他者に

よるその利用について不均衡とならないようにするものである。

- (3) 第2号は、当該行政機関等匿名加工情報の作成に関する契約を締結した者が異なる利用目的での利用や当初の利用期間を超えた利用を希望する場合の手数料の額を定めるものである（法第118条第1項及び第2項）。

第21条（運用状況の公表）関係

第21条 知事は、毎年一回、各実施機関に係る法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報保護制度の適正な運営と健全な発展を期するため、制度の運用状況について、毎年1回公表することを定めたものである。

法の施行の状況については、法第165条第2項に基づき委員会が地方公共団体の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとされている。

これまで、旧条例においては、制度の運用状況について、毎年1回公表するとしていた。個人情報保護制度の透明性の確保の観点により、委員会による公表に加え、引き続き府の各実施機関における運用状況を公表することが望ましいことから、運用状況の公表について条例で規定することとした。

なお、運用状況の公表に当たっては、法第166条の規定に基づく委員会からの必要な情報の提供又は技術的な助言に係る内容等について、可能な限り公表していくこととし、府民に対し、透明性の高い行政運営を維持することとする。

【運用】

本条による運用状況の公表は、毎年度、年度の実施状況について、各実施機関からの報告を速やかに取りまとめ、概ね次の事項を、インターネットの利用など適当な方法により公表する。

- (1) 個人情報取扱事務登録簿の登録件数
- (2) 開示、訂正及び利用停止請求並びに是正の申出の件数
- (3) 開示、訂正及び利用停止請求並びに是正の申出の処理状況
- (4) 審査請求件数
- (5) 審査請求の処理状況
- (6) 苦情処理件数
- (7) 苦情相談件数
- (8) その他必要な事項

第22条（委任）関係

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項を定める権限を各実施機関に委任することを定めたものである。

【解釈】

- 1 この条例の実施に関し必要な事項は、各実施機関がそれぞれの規則や要綱等により定めることとしたものである。
- 2 「この条例の実施に関し必要な事項」とは、登録簿、開示等の請求書及び開示決定通知書等の様式を定めることや、運用状況の公表方法等をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の大阪府個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項若しくは第2項（旧条例第23条第3項、第31条第3項若しくは第32条第2項において準用する場合を含む。）、第23条第1項、第31条第1項又は第32条第1項（これらの規定を旧条例第53条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりなされている開示請求、訂正請求、利用停止請求又は是正の申出については、改正後の大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第35条第1項の規定により大阪府個人情報保護審議会に対してなされている諮問は、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定によりなされた諮問とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者若しくはこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第11条に規定する職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない義務又は施行日前に旧条例第10条第2項の委託を受けた事務に従事していた者に係る同条第3項に規定するその事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第57条第2項の委員である者又は施行日前に委員であった者に係る同項に規定する職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくは公社（府が設立した地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社をいう。以下同じ。）の職員である者又は施行日前に旧実施機関の職員であった者、第10条第2項の委託を受けた事務に従事していた者、公社の職員であった者若しくは指定管理者等が行う管理施設の管理の業務に従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第59条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供をしたときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

7 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 前二項の規定は、府の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

9 この条例の施行日前にした行為（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第10条第1項に規定する行為を除く。）及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【趣旨】

法と条例の適用関係について、どの対象に、どのように適用されるかが判然としない場合があり、法と条例の適用区分や旧条例の適用範囲を明らかにするため、経過措置を定めるものである。

【解釈】

1 第2項関係

条例が施行される際に、すでに旧条例の規定によりなされている開示請求、訂正請求、利用停止請求又は是正の申出については、なお従前の例によるとして、条例の規定に基づく取扱いをせず、旧条例の規定に基づく取扱いをすることとしている。

2 第3項関係

この条例の施行の際、現に旧条例第35条第1項の規定により審議会に対してなされている諮問は、法第105第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定によりなされた諮問とみなす。

3 第4項関係

- ・ この条例の施行の際、現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者若しくはこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第11条に規定する職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない義務
- ・ 施行日前に旧条例第10条第2項の委託を受けた事務に従事していた者に係る同条第3項に規定するその事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない義務

以上の義務については施行日以後も、なお従前の例によることとし、条例の施行後も同様の義務を負うこととするものである。

4 第5項関係

この条例の施行の際、現に旧条例第57条第2項の委員である者又は施行日前に委員であった者に係る同項に規定する職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例によることとし、審議会の委員は、条例の施行後も旧条例と同様の義務を負い、罰則の対象となるものとする。

5 第6項関係

- ・ この条例の施行の際、現に旧実施機関の職員である者若しくは公社（府が設立した地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社をいう。以下同じ。）の職員である者
- ・ 施行日前に旧実施機関の職員であった者、第10条第2項の委託を受けた事務に従事していた者、公社の職員であった者若しくは指定管理者等が行う管理施設の管理の業務に従事していた者

以上の者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第59条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供をしたときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとし、施行日前に旧条例によって、罰則規定の対象となっていた者は、条例の施行後も同じ行為によって罰則の対象となることを規定したものである。

7 第7項関係

第6項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとし、第5項と同様に、施行日前に旧条例によって、罰則規定の対象となっていた者は、条例の施行後も同じ行為によって罰則の対象となることを規定する。

8 第8項関係

第6項、第7項の罪については、府の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。その理由は、旧条例第63条で同趣旨の規定を置いていたことから、これを維持するためである。

9 第9項関係

この条例の施行日前にした行為（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第10条第1項に規定する行為（法で規制する行為）を除く。）及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとし、旧条例の規定が適用されることを規定する。

附 則（令和5年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

附則は、「大阪府情報公開条例及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例」による第18条（答申等）の改正について、速やかに適用すべきであることから公布の日である令和5年6月19日から施行することを定めたもの。